

2021年9月1日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

コロナ禍による学校休業等への対応と看護休暇に関する要請

全国労働組合総連合
議長 小畑 雅子

貴職におかれては、昨年来、新型コロナウイルスへの対応や、コロナ禍の経済的打撃のもとでの雇用対策・生活対策等、全省をあげてご奮闘されていることに、敬意を表します。

しかしながらコロナ禍は、その抑え込みに成功するどころか、五輪の強行を契機に、全国で爆発的な感染拡大を招く事態に直面しています。最近では、変異株の猛威のもと、子どもの感染も急増しています。貴省によれば、子や職員が感染し全面休園となった保育所は8月19日時点で10都道府県165か所に上り、1か月前の4倍に増え、国会では、政府対策分科会の尾身会長が、学校の夏休み延長等の対応を提案し、自治体ごとに休みの延長などの対応がとられています。それでも、今後、学校等で感染による学級・学校等の閉鎖が発生する可能性は高いとみられます。

こうしたなか、労働組合には、子どもの世話等で休業せざるをえなくなったり、その可能性に不安を抱いている労働者（特に女性労働者やシングルマザー）から、「収入が減って暮らしていくことができない。なんとかしてほしい」と所得補償についての相談が寄せられています。育児と仕事の板挟みにあった労働者を支援する制度としては、現在、「両立支援等助成金」のコロナ感染症対応特例がありますが、これは労働協約または就業規則により特別有給休暇制度（賃金は全額支払い）を完備した事業主が、当該労働者に有給休暇をとらせた場合、事業主に対して助成するもので、多くの労働者にとっては利用できない制度です。

ついでには、「小学校休業等対応助成金の個人申請制度」の復活、もしくは同様の機能をもつ制度の創設を求めます。小学校休業等対応助成金は、当初、事業主助成とされていたため、対象者の救済にあまり役立ちませんでした。当事者と労働組合の1年に及ぶ粘り強い働きかけによって、国会で改正論議がなされ、2021年3月に個人申請の仕組みへと改正されました。しかしその後、休業支援金の枠組みに制度変更されたにもかかわらず、休業支援金とは別に、早々に打ち切られています。その制度が、再び、必要とされています。

今、政府は、自らの判断で全国一斉休校・登園自粛の要請を出していないことを理由に、同制度の復活を拒んでいます。五輪強行の判断をはじめ、パンデミックの抑え込みに失敗した政府の責任は明らかです。コロナ禍による学校等の休校、子どもの世話で休業せざるをえない労働者の経済的補償の責任を、自治体や事業主に転嫁したり、労働者に自己責任を押し付けることなく、政府として、以下の対策をとることを求めます。

記

1. 「小学校休業等対応助成金・支援金」の個人申請・個人給付型制度を復活させること。もしくは、同様の機能をもつ制度を至急、創設すること。適用対象は、当初の制度と同様、雇用労働者だけでなく、フリーランスも含めるものとする。助成額の上限については、現在の休業支援金の上限額 11000 円にそろえ、助成率は 8 割以上とすること。

2. 育児・介護休業法における育児休業について、コロナ禍での特例を設け、対象年齢を中学校就学前まで拡大し、小学校休業等への対応で、子どもの世話をするために親が休業もしくは短時間勤務を申請した場合、事業主はそれを認めなければならないものとする。また、休業した労働者に、事業主は不利益な取り扱いを行ってはならないものとする。

3. 育児・介護休業法における子の看護休暇について、コロナ感染の場合の特例を設け、対象年齢を高等学校就学前まで拡大し、休暇日数を現行の「1人5日・2人以上10日」から、「1人の子が感染した場合の1休園・休校について2週間」に増やすこと。有給での休暇付与を義務化すると同時に、コロナ禍に直面している期間は、事業主に対し助成金を給付し、労働者に支払う休業手当相当分を補填しうよう、国として措置すること。

4. 小学校の休業等によって、放課後児童クラブ（学童保育）の開所時間の延長や支援単位の新設などが必要となることをふまえ、特別開所と感染防止対策、人材確保のための経費援助を行うこと。その際、障害児や医療的ケア児を受け入れるための経費も措置すること。

以上